

板橋区内の産業振興と活性化をめざして

# 板橋 産連

# ニュース

第1181号  
2016・10・1

発行：一般社団法人 板橋産業連合会  
板橋区仲宿54-10 ☎(3962)0131  
FAX(3962)0133  
協力：板橋区

## NEWS

- ◆ 東京都最低賃金改正のお知らせ
- ◆ 雇用保険の適用拡大等について
- ◆ 平成28年度暑気払い開催の報告
- ◆ 板橋産業技術支援センター 機器紹介
- ◆ 板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

## 東京都最低賃金改正のお知らせ

東京都最低賃金（地域別最低賃金）は平成28年10月1日から

### 時間額 932 円に改正されます。

都内で労働者を使用するすべての事業場及び同事業場で働く全ての労働者  
（都内の事業場に派遣中の労働者を含む）に適用されます。

一部の業種については別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。

近隣各県における平成28年度地域別最低賃金改正の状況

県名	時間額（引上額）	発効日（予定）
埼玉	845円（25円）	10月1日
千葉	842円（25円）	10月1日
栃木	775円（24円）	10月1日
山梨	759円（22円）	10月1日

詳細は、東京労働局賃金課（03-3512-1614 <http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）まで、又は池袋労働基準監督署（03-3971-1257）にお問合せください。

また、最低賃金引き上げの影響をうける中小企業を支援する事業として、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じる「東京都最低賃金総合相談支援センター」（電話：0120-311-615）を設けています。

# 「必ずチェック！最低賃金 使用者も、労働者も。」

## ○最低賃金制度とは？

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保証する制度です。

最低賃金制度は、最低賃金法により国が最低賃金額を定め、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託といった雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者が対象となる制度です。なお、最低賃金には、都道府県ごとの「地域別最低賃金」と、特定の産業が対象の「特定最低賃金」があります。

## ○最低賃金以上となっているかのチェック方法

チェックしたい賃金<sup>(※1)</sup>を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較します。<sup>(※2)</sup>

### (1) 時間給の場合

時間給  $\geq$  最低賃金額（時間額）

### (2) 日給の場合

日給  $\div$  1日の平均所定労働時間（時間額に換算）  $\geq$  最低賃金額（時間額）

### (3) 月給の場合

月給  $\div$  1か月の平均所定労働時間（時間額に換算）  $\geq$  最低賃金額（時間額）

### (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

### (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当（職務手当など）が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

(※1)最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

②1か月を越える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2)日額で定められている特定最低賃金の対象となる場合は、

日額に換算した額  $\geq$  特定最低賃金額（日額）

➡中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための「業務改善助成金」制度があります。

お問い合わせ先：東京都最低賃金総合相談支援センター（公的社団法人東京労働基準協会連合会内）

0120-311-615

埼玉県最低賃金総合相談支援センター（公的社団法人埼玉県雇用開発協会内）

0120-310-394

## 雇用保険の適用拡大等について

～平成 29 年 1 月 1 日より 65 歳以上の方も雇用保険の適用対象となります～

### 雇用保険の適用拡大について

平成 29 年 1 月 1 日以降、65 歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります（平成 28 年 12 月末までは、「高年齢継続被保険者」<sup>(※1)</sup> となっている場合を除き適用除外です。）。

#### ○平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに 65 歳以上の労働者を雇用した場合【例 1 参照】

雇用保険の適用要件<sup>(※2)</sup> に該当する場合は、事業所管轄のハローワークに「雇用保険 被保険者資格取得届」（以下「資格取得届」という。）を提出<sup>(※3)</sup> してください。

#### ○平成 28 年 12 月末までに 65 歳以上の労働者を雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合【例 2 参照】

雇用保険の適用要件<sup>(※2)</sup> に該当する場合は、平成 29 年 1 月 1 日より雇用保険の適用対象となります。事業所管轄のハローワークに「資格取得届」を提出<sup>(※4)</sup> してください。

#### ○平成 28 年 12 月末時点で高年齢継続被保険者<sup>(※1)</sup> である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合【例 3 参照】

ハローワークへの届出は不要です（自動的に高年齢被保険者に被保険者区分が変更されます。）。

- (※1) 65 歳に達した日の前日から引き続いて 65 歳に達した日以後の日において雇用されている被保険者。
- (※2) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であり、31 日以上雇用見込みがあること。
- (※3) 被保険者となった日の属する月の翌月 10 日までに提出してください。
- (※4) 提出期限の特例があります。平成 29 年 3 月 31 日までに提出してください。

### 《適用要件に該当する 65 歳以上の労働者を雇用した場合の雇用保険の適用例》

#### 〈例 1〉平成 29 年 1 月 1 日以降に新たに雇用した場合

→ 雇用した時点から高年齢被保険者となりますので、雇用した日の属する月の翌月 10 日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

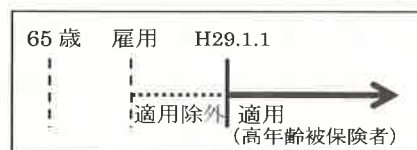
雇入れ後に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月 10 日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



#### 〈例 2〉平成 28 年 12 月末までに雇用し平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

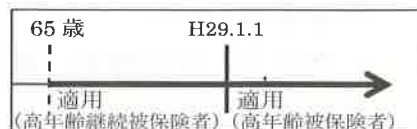
→ 平成 29 年 1 月 1 日より高年齢被保険者となりますので、平成 29 年 3 月 31 日までに管轄のハローワークに届出をしてください。

平成 29 年 1 月 1 日以降に所定労働時間の変更等の労働条件の変更があり適用要件に該当することとなった場合は、労働条件の変更となった日の属する月の翌月 10 日までに管轄のハローワークに届出をしてください。



#### 〈例 3〉高年齢継続被保険者<sup>(※1)</sup> である労働者を平成 29 年 1 月 1 日以降も継続して雇用している場合

→ 自動的に高年齢被保険者となりますので、届出は不要です。



## ～平成29年1月1日より、65歳以上の被保険者も各給付金の対象となります～

### 高年齢求職者給付金について

平成29年1月1日以降、65歳以上の労働者についても、「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となるため、高年齢被保険者として離職した場合、受給要件を満たすごとに、高年齢求職者給付金が支給（年金と併給可）されます。

なお、給付金を受けるには、離職後に住居地を管轄するハローワークに来所し、求職の申込みをしたうえで、受給資格の決定<sup>(※1)</sup>を受ける必要があります。その後、ハローワークから指定された失業の認定日にハローワークに来所し、失業の認定を受けることで、被保険者であった期間に応じた金額が支給<sup>(※2)</sup>されます。

(※1) 受給資格の決定には、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 離職していること
- ・ 積極的に就職する意思があり、いつでも就職できるが仕事が見つからない状態にあること
- ・ 離職前1年間（病気やけが等により働けない期間があった場合はその期間を加えることができることがあります）に雇用保険に加入していた期間が通算して6か月以上（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月を1か月と計算）あること

(※2) 被保険者であった期間が1年以上の場合：基本手当日額の50日分 } が一時金として支給  
被保険者であった期間が1年未満の場合：基本手当日額の30日分 }  
・ 基本手当日額は、離職前6か月の賃金総額を180で割った額のおよそ50%～80%  
(上限6,370円（平成29年7月31日までの額）)

### 育児休業給付金、介護休業給付金について

平成29年1月1日以降に高年齢被保険者として、育児休業や介護休業を新たに開始する場合も、要件を満たせば育児休業給付金、介護休業給付金の支給対象となります。

### 教育訓練給付金について

平成29年1月1日以降に厚生労働大臣が指定する教育訓練を開始する場合は、教育訓練を開始した日において高年齢被保険者である方または高年齢被保険者（平成28年12月末までに離職した方は、高年齢継続被保険者）として離職日の翌日から教育訓練の開始日までの期間が1年以内の方も、要件を満たせば教育訓練給付金の支給対象となります。

## ～平成29年1月1日より、育児休業・介護休業給付金の要件を見直します～

### 【育児休業給付金】

○育児休業給付金の対象となる子の範囲について

＊ 養子縁組里親、養育里親等も育児休業給付金の対象となります。

○有期契約労働者の育児休業支給要件について

有期契約労働者は、育児休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上ある、②子が1歳以降も雇用継続の見込みがある、③子が2歳に達する日まで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要がありますが、このうち、②の要件は廃止となり、③の要件は「2歳⇒1歳6か月」に緩和されます。

### 【介護休業給付金】

○対象家族の拡大

祖父母、兄弟姉妹、孫は「同居かつ扶養」の場合が対象でしたが、「同居かつ扶養」の要件を廃止します。

### ○介護休業の取得回数について

介護休業給付金は、同一の対象家族・同一の要介護状態の場合、原則1回、93日を限度として対象としていましたが、通算93日分を最大3回まで分割して取得することが可能になります。

### ○有期契約労働者の介護休業給付支給要件

有期契約労働者は、介護休業開始時点において、「①事業主に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②93日経過後も雇用継続の見込みがある、③93日経過後から1年を経過するまで更新されないことが明らかでない」という要件を満たす必要があるが、②の要件は廃止となり、③の要件は「1年⇒6か月」に緩和されます。

※平成28年8月1日以降に開始した場合の給付率を上げました（賃金の40% → 67%）。

➡「雇用保険の適用拡大等」につきまして、詳しくはハローワークか厚生労働省ホームページ等をご参照ください。  
【ハローワークの所在案内】 <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

## 平成28年度暑気払いが開催されました

夏恒例の暑気払いが、平成28年8月29日（月）17時30分より、旅亭みかどにて53名の参加のもと盛大に開催されました。

「暑気払寄席」では、桂歌丸師匠の直弟子、桂歌助師匠をお招きし、左甚五郎が登場する落語「竹の水仙」を披露いただきました。師匠の朗らかで爽やか、かつ明瞭な語り口に場内はあっという間に笑いに包まれ、笑顔の絶えない寄席となりました。

終演後は、和やかな雰囲気のまま暑気払いへと移り、吉川会長のあいさつ、そして乾杯の発声の後、和気あいの交歓が続きました。長時間に渡る盛会の中、樋口副会長の中締め音頭で無事終了いたしました。



歓談



桂歌助師匠のひと節



樋口副会長による中締め

## 板橋産業技術支援センター 機器紹介

～機器利用者の声シリーズ(1) 三次元測定機ほか～

～板橋産業技術支援センター～



機械操作の風景

利用企業名：トーハツ株式会社（板橋区小豆沢）

利用者氏名：宮崎 元臣 氏

当社は主製品の船外機で、三次元測定機をはじめ数種類の機器を利用しています。

その目的は試作、量産品の品質検査及び各種試験の分析・評価のためなどいろいろです。当センターを知るきっかけは職場の同僚から勧められたことによります。

利用してみると、使用機器の予約が簡単で、日程調整にも応じてもらえ、利用料金及び指導料金も極めて安価でした。

また、当社からセンターまで短時間（車で10分）であり、かつ、駐車場が有るので非常に便利です。さらに、利用する機の使用方法を丁寧に教えていただける点や機器の使用方法が分からなくても測定ができる点が助かります。

予約・お問合せ：板橋産業技術支援センター ☎ (03) 3960-2800、2801

## 板橋産業連合会の主な予定とお知らせ

予定表詳細はホームページにてご確認下さい。

開催日	行事	備考
6月26日(日)～ (毎週日曜日)	第66回 板橋産連軟式野球大会	試合場：小豆沢、城北、戸田橋(試合予定及び結果をホームページにて公開中)
10月5日(水)	セミナー「マイナンバー制度の運用と留意点」	産連会館3階 18:00～20:00
10月7日(金)	環境管理研究会第2回研修会 「ISO014001:2015企画説明会」	産連会館3階 10:00～16:30
10月7日(金)	板橋産連ゴルフ大会	久邇カントリークラブ
10月14日(金)	第60回板橋産連ボウリング大会	トミコシ高島平ボウル 18:30～
10月19日(水)	ものづくり技術・サービスを広く伝える講習会	産連会館3階 18:00～20:00
10月20日(木)	板橋ビジネス経営学院	産連会館3階 18:00～20:00
10月26日(水)	10月役員会	産連会館3階 17時～
11月6日(日) ～7日(月)	平成28年度 板橋産業連合会工場見学会	福島県いわき市
11月17日(木)	救急救命講習	産連会館3階